

会議録

会議の名称	第11回子どもの権利に関する条例策定委員会
開催日時	平成20年12月22日（月曜日）13時00分から14時40分まで
開催場所	イングビル第3会議室
出席者	（出席委員）野村委員長、猪原副委員長、安部委員、嶋田委員、古川委員、神山委員、小林委員 （欠席委員）石田委員、梅村委員、木曾委員 （関係部署）保育課長、児童青少年課長、子ども家庭支援センター長、教育指導課長 （事務局）二谷部長、西東京市子育て支援課（森下課長、鈴木主幹、萩原課長補佐、倉本主査、矢部主事）
議題	（1）子どもに関する相談機関の現状と課題について （2）西東京市子どもの権利に関する意識アンケート調査報告書について （3）子どもヒアリングについて
会議資料の名称	1 西東京市子どもの権利に関する意識アンケート調査報告書 2 中学生ヒアリング報告と今後の子どもヒアリング実施について 3 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
発言者名 発言内容	<p>森下子育て支援課長 第11回子どもの権利に関する条例策定委員会を開催します。委員長お願いします。</p> <p>野村委員長 「西東京市子どもに関する相談機関の現状と課題（中間報告）」について、前回の策定委員会での議論を踏まえて一部追加し、中間報告の成案とさせていただきたい。 そろそろ条例をどういう形にするか考えていかななくてはいけないと思う。委員全員で、自分が思う条例を次回までに書いてきていただきたい。1月8日までに事務局へ提出をいただきたい。</p> <p>次に、西東京市子どもの権利に関する意識アンケート調査についてにうつる。</p> <p>安部委員 「西東京市子どもの権利に関する意識アンケート調査報告書」をもとに、報告書の簡易版をつくってはどうか。そのために、この委員会としての分析をどこに力点を置いているのか検討をしていただきたい。</p> <p>野村委員長</p>

この概要版は、先ほどの「西東京市子どもに関する相談機関の現状と課題（中間報告）」の前に加えたい。最終的には、報告書の冒頭部分としたい。

事務局

～西東京市子どもの権利に関する意識アンケート調査報告書の概要説明～

安部委員

調査報告書の分析の視点として以下の3つを考えた。

1 子どもと大人の意識の差がいかに表れているか。

子どもの答えと、大人が「子どもはきっこう思っているだろう」という答えに差が出ている項目、例えば、24ページの図表 - 1 - 3。このような項目を軸として分析してはどうか。

2 子どもの世代間によるギャップ。

世代によって回答に差がある項目について分析してはどうか。

例えば、23ページの図表 - 1 - 1、95ページ図表 - 2 - 1、102ページ図表 - 1 - 1。

3 自己肯定感について。

結果の顕著なところを分析してはどうか。

例えば78ページ。81ページ。大人の自己肯定感の分析は他の調査ではあまりやっていないので、分析を試みたい。

自己肯定感が高い低いだけでなく、自己肯定感についての認識の有無が結果に影響すると思われる。この点は、ヒアリング調査でフォローしたい。

野村委員長

その他に気になる点はあるか。

嶋田委員

子どもと大人の意識のずれが気になる。また、子どもの居場所について注目した。

小林委員

自己肯定感について、平成14年度の結果との差が出ていると感じた。

安部委員

例えば、30ページ図表 - 1 - 12で、社会の役に立つことをしたいかどうかという数字が今回、とても高くなっている。

嶋田委員

西東京市でボランティア活動を推奨している結果が出てきたのではないかと。西東京市歩け歩けや西東京市社会を明るくする運動実施委員会主催で中学生・高校生ボランティアが行っている環境浄化運動など。

安部委員

子どもたちが、社会に役立つことが具体的にわかってきたのだろうか。

古川委員

きっかけづくりとしてよかったのではないだろうか。受け入れ側も、手伝いに来てくれるといいよ、という懐の広さが出てきたと思う。

小林委員

つらくてどうしようもないことをされた、という部分は少人数でも分析に入れたい。一人でもそういうことを思っている子どもがいるなら、それは重要なことだ。

鈴木子育て支援部主幹

自己肯定感と併せて、家族との関係を視点に入れたい。福祉事務所の相談機能として

関わっているお母さんのなかには、自己肯定感が低い方が多く見受けられる。

安部委員

このことは、先程出された子どもの居場所についても併せて、145ページ以降の子どもと接するときのおとなの心がけの部分と絡めて分析できると良いと思う。

猪原副委員長

子どもの権利条約の「子どもにとっての最善の利益」「子どもの意見の尊重」についてどこまで浸透しているのか、読み取れないだろうか。例えば、145ページ以降の、「子どもと接するときのおとなの心がけ」の部分にそのことが表れているのではないか。

また、90ページ以降の相談機関を利用しない理由を見ると、「相談することがないから」という回答が多い。人権相談の経験から、相談することがないのではなく相談するということに気が付いていないのではないかと、というのが私の考えだ。

自分たちが子どもの権利条約で権利の全面的な行使主体だと認められたとしても、そのことが分かっていないと、人権侵害やそれに近い状態において問題意識が生まれてこないと思う。このようなことから、権利条約の浸透度も分析のポイントになるのではないかと。

野村委員長

相談することがないということは、相談するということがついていないことと、適当な相談機関がないということがあるのかもしれない。ここはヒアリングで聞いてみてはどうか。

嶋田委員

先日のヒアリングで感じたことだが、相談というほどではないが大人に聞いてもらいたいという場合がある。

野村委員長

児童館の相談などでもあるように、相談として向き合うのではなく別のことをやりながら色々なことが出てくることもある。このことは重要なことだ。

神山委員

視点を変えて無回答のところに注目した。例えば22ページ図表1-6-1。なぜ答えられなかったのか考えさせられる。

また、23ページ図表2-1-1では、無回答者の割合が、小学校5年生で1.3パーセント、中学2年生で2.7パーセント、16・17歳で0.6パーセントと、推移している。これは、今いる社会的な環境で求められている自分の像、例えば中学生だと進学という具体的な像があって、それを判断基準にして答えていることが考えられないか。あるべき姿と現実とのギャップの差が回答の基になっているのではないだろうか。16・17歳の無回答者が少ないのは、この年齢になると、本物の自分とでもいうようなものを見極めていることからくるのではないかと。中学生はそこまで到達しておらず、模索している段階なのではないかということを感じた。

安部委員

先ごろ行った中学生ヒアリングでも、この葛藤は現れている。

野村委員長

アンケート調査報告書についてこのほかに何かあれば事務局へ寄せていただきたい。これをもとに、年明けまでにまとめたい。

次の議題にうつる。子どもヒアリングについて。

安部委員

平成20年11月28日に実施した中学生ヒアリングについて資料をもとに報告

嶋田委員

こういう意識調査をするときに、学校側の協力体制があると進めやすい。一層の協力体制をお願いしたい。

野村委員長

今回のヒアリングでは、かなり核心的なことまで聞くことができたと思う。また、これを機会にいろいろな人に条例策定のプロセスに加わってもらいたい。

このヒアリングのまとめは、どのようにしてほしいだろうか。

安部委員

子どもヒアリングをできそうなところは、あと何箇所かある。その都度まとめていきながら、最終のまとめをしたい。

また、聞く側の姿勢は重要だ。今後、子どもの意見を聞くことのできる人を養成する必要性を感じている。児童館などへヒアリングをする際には、大勢の大人が必要になる。

事務局

事務局で、子どもヒアリング学生サポーターについて検討している。今後、協力してくださる方を募集していきたい。

野村委員長

ヒアリングだけでなく、どのように子どもから話を聞くということは非常に重要なことだ。

ところで、最終の報告書に向けて、目黒区視察のまとめをつくりたい。制度全般の解説を入れて、基本的な視点や感想も入れたものをつくりたい。

今後の予定は、年明けに各委員から条例イメージを出していただくことと、アンケート調査分析の2点について平行して進めていきたい。

以上にて終了